

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、 学校(園)で起こったけがなどに対して医療費等の給付 を行っています。この給付の経費を、国・学校(園)の設置 者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

その仕組みを「**災害共済給付制度**」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



- *健康保険が適用される受診が対象です。
- *受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、 鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。

なお、『医療等の状況』などを持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

学校(園)の管理下って?









こんなときに給付金をお支払いします

医療費 学校(園)の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上の負傷・疾病

障 書 ∮ 負傷や疾病が治った後に残った後遺症(その程度によって第1級から第14級まで区分)

死 亡 学校(園)の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死









令和4年度の災害共済給付の収支状況

災害共済給付は、国の補助金と学校(園)の設置者及び保護者にお支払いいただいた掛金から給付を行っています。

▼ 収 入 (18.328,295) **免責特約勘定より受入** (144,079) _____

<mark>災害共済給付</mark>補助金 (2,021,977) 共済掛金 (16,146,692)

事業外収入 (15,544)-

▼支 出 (14,605,401)

給付金 (14,186,039)

一般勘定繰入金 (419,361)

※金額は、千円未満切捨てのため、合計金額は一致しません。 ※収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。

(単位:千円)

これは概要をお知らせするチラシです。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、JSC ホームページをご覧ください。



学校(園)又は通学(園)中にクガをした時の手続き方法

申請の手続きは、次のとおりお願いします。

● 学校(園)の先生から請求に必要な用紙を受け取ってください。各用紙は、JSCのホームページから ダウンロードすることもできます。

【請求に必要な主な用紙】

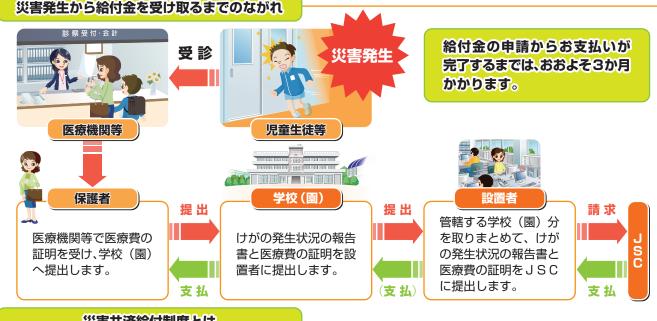
用紙の種類	証明機関	説 明
医療等の状況(別紙3(1))	病院・歯科医院	医療機関を受診したときに使用します。
医療等の状況(別紙3(3))	柔道整復師(接骨院など)	柔道整復師から施術を受けたときに使用します。
調剤報酬明細書(別紙3(7))	保険薬局	医師の処方箋により、保険薬局から薬を購入したときに使用します。
治療用装具・生血明細書(別紙3(6))	医療機関・保護者	医師が治療上必要と認めた治療用装具を購入したときに使用します。 ※領収書の写しの添付と保護者の証明(下半分)が必要です。

- ② 受診した医療機関等に●の用紙を提出し、証明を受けてください。
 - *健康保険が適用される受診が対象です。
 - *複数月にかかる場合は、療養月ごとの証明が必要となります。
- 3 2の用紙を学校(園)の先生に提出してください。
 - *医療費(医療等の状況の診療報酬請求点数又は治療用装具の装具費用)が7,000点(70,000円)以上の場合は、「高額療養状況の届」が必要となります(医療費助成制度を利用した場合*は、提出を省略できます。)。
 - *受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。

例:2020年2月療養分は、2022年3月10日までにJSCに請求しないと時効になります。

*医療費助成制度を利用*又は高額療養費に該当した場合は、自己負担額に応じた給付金をお支払いします。

※ 医療費助成制度については、自治体により取扱いが異なります。



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガ等に対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

お願い

『医療等の状況』等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の みなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことをご了承ください。

